

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年7月臨時府議会に提出される次の議案について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成26年7月23日

大阪府教育委員会

○事件議決案

平成26年度大阪府公立高等学校の入学者の選抜における合格者の決定の過誤に関する損害賠償の額の決定及び和解の専決処分事件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件名	概要
平成 26 年度大阪府公立高等学校の入学者の選抜における合格者の決定の過誤に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	平成 26 年度大阪府公立高等学校の入学者の選抜における合格者決定の過誤に係る合計 2 件の損害賠償請求に関し、和解することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行うもの。

平成 26 年度大阪府立北千里高等学校入学者選抜の合否判定過誤について

1 事案の概要

府立高等学校の入学者選抜における学力検査の得点や調査書中の各教科の評定等については、4月1日から4月14日までの期間、志願先高等学校において志願者本人に対し、口頭又は閲覧により開示する制度がある。

府立北千里高等学校において、生徒から自身の選抜に係る情報開示を求められた際、開示資料の受験番号、氏名に齟齬のあることがわかり、精査をした結果、誤った受験番号を調査書に記載したことが判明した（4名分）。

これを受け、全体の合否判定のやり直しを行った結果、前期入学者選抜において不合格としていた生徒1名が合格となることがわかった。この生徒は、すでに後期入学者選抜で北千里高等学校に合格し、現在在籍している。

この1名の生徒が前期入学者選抜において合格していれば、後期入学者選抜を受験する必要がなかったため、後期入学者選抜において不合格とした生徒1名を合格とすることとした。

府立北千里高等学校（校長 はせがわ さとる 長谷川 悟）における入学者選抜等の概要

■前期入学者選抜

日 程	： 学力検査	平成 26 年 2 月 20 日（木）
	合格者発表	平成 26 年 2 月 27 日（木）
募集人員	： 80 人	
志願者数	： 398 人	
志願倍率	： 4.98 倍	
合格者数	： 80 人	
不合格者数	： 318 人	

■後期入学者選抜

日 程	： 学力検査	平成 26 年 3 月 12 日（水）
	合格者発表	平成 26 年 3 月 19 日（水）
募集人員	： 320 人	
志願者数	： 421 人	
志願倍率	： 1.32 倍	
合格者数	： 320 人	
不合格者数	： 101 人	

2 合否判定に誤りが生じた経緯（下記の図を参照してください。）

入学者選抜の出願受付時には、志願者が持参した志願書の記載内容（志願者氏名、出身中学校名等）を確認し、受付順に受験番号を確定する（正しい受験番号）。

その後、志願書の記載内容から必要な事項（志願者氏名、出身中学校名、生年月日等）を転記して受付簿を作成するという手順になっている。

当該校においては、前期入学者選抜における受付簿を作成する際に、志願書に記載された受験番号を取り違え（4名分）、本来とは異なる受験番号の欄に志願書の記載内容を入力した上、この誤って作成した受付簿をもとに、受験番号を調査書に転記したため（※1）、志願書と調査書の受験番号が異なるという結果となった。

さらに、志願書と調査書を読み上げて照合する作業を実施しなかったため（※2）、本人とは異なる受験番号の調査書評定をもとに総合点を算出し合否判定を行うに至った。

また、マニュアルの巻末にあるチェックリストを活用していなかった。（※3）

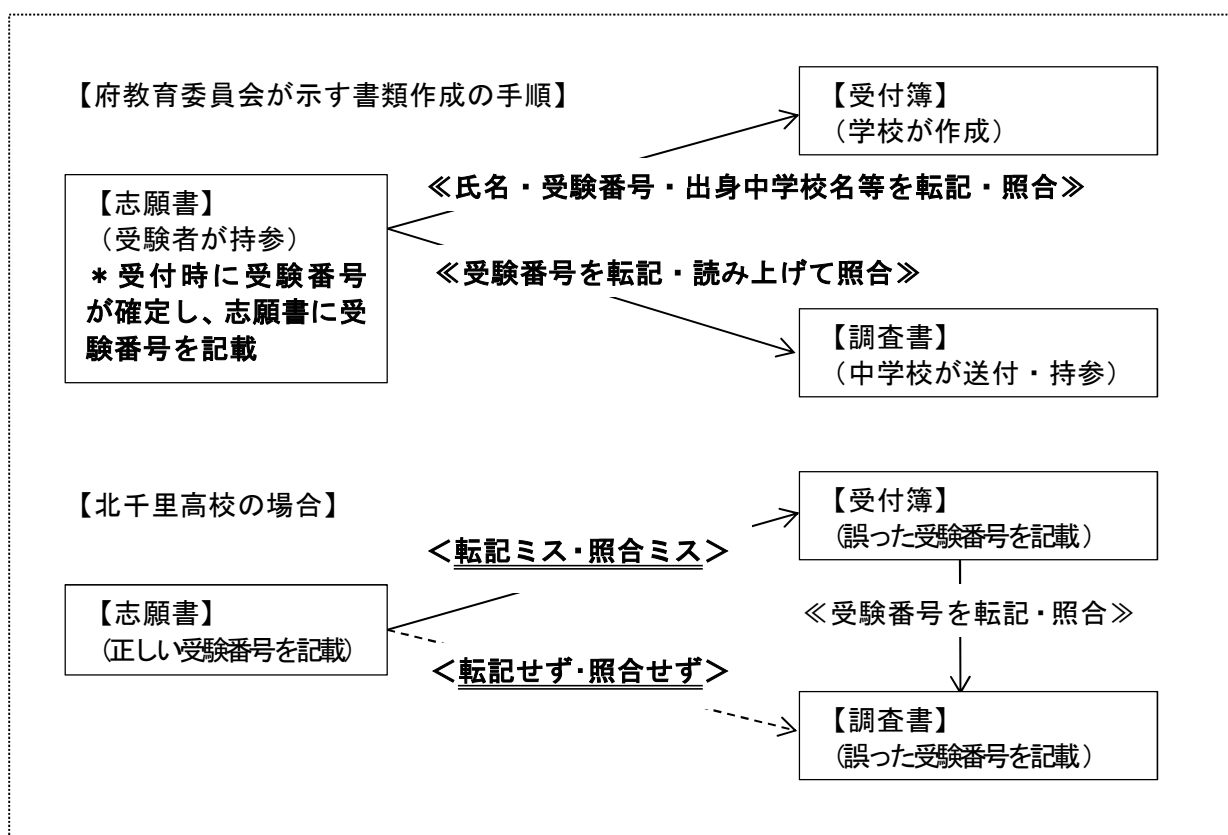
なお、「入学者選抜事務点検マニュアル（以下、マニュアル）」では、

（※1）については、「志願書から調査書に受験番号を転記すること」

（※2）については、「志願書と調査書を読み上げて、二人で照合すること」

（※3）については、「チェックリストを活用して、選抜事務作業の状況を把握すること」

と記載しており、マニュアルに基づいて選抜事務が実施されていれば、本事案は防止できた。



3 当該2名の生徒及び保護者への対応

当該2名の生徒の保護者へは、それぞれ事実経過を説明し、謝罪を行った。今後については、本人・保護者の意向を踏まえ、誠意をもって対応していく。

4 関係者への措置

関係者については、事実関係の詳細を調査した上で、厳しく指導するとともに、厳正に対処する。

5 教育委員会の対応

全府立高校に対し、選抜作業においてマニュアル記載項目すべてを遵守して実施したか、改めて確認し報告するよう指示している。

また、再発防止策については、調査結果を踏まえ、早急に取りまとめる。